

和光市教育委員会 令和2年度 就学相談のお知らせ

1 就学相談のねらいは何ですか？

和光市に在住する学齢児童・生徒および就学予定者で、教育上特別な支援を必要とすると思われるお子さんの就学に関して、心配やお困りごとのある保護者のために、相談員が相談に応じるのがねらいです。

2 どこが実施しているのですか？

和光市教育委員会が、保護者のご希望に基づいて実施しています。

3 相談にはどんな人があたるのですか？

和光市教育委員会の委嘱を受けた市内小・中学校の校長・教頭・特別支援学級担任及び特別支援教育担当教員、県立和光特別支援学校並びに県立和光南特別支援学校の教員、関係機関の職員、学識経験者（医師）、臨床心理士等が対応します。

4 相談内容は、どんなものですか？

お子さんの就学等について、次のような心配やお困りごとのある場合に、ご相談に応じています。

- ◆ ものを見る時、極端に目を近づける。
- ◆ 呼びかけに対して気づかないことが多い。
- ◆ ことばがはっきりせず聞き取りにくい。
- ◆ 体が弱く、入退院を繰り返すことが多い。
- ◆ つまんだりねじったりする動作がぎこちない。
- ◆ 立つ、歩く、階段ののぼりおり、いすに腰かけるときなどの動作がぎこちない。
- ◆ 同じ年齢の子どもとくらべ、発達に心配がある。
- ◆ じっとしていることが少なく、落ち着きがない。

◆ LD・ADHD・高機能自閉症等に関わる相談も実施しております。

LD・ADHD・高機能自閉症の特性

LD (学習障害)	一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計画する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。その原因として中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。
ADHD (注意欠陥多動性障害)	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。7歳以前に現れ、その状況が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。
高機能自閉症	3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。 *アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち、ことばの発達の遅れを伴わないもの。

5 相談の申し込みはどうすればよいのですか？

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、和光市就学相談説明会を下記のとおり3回に分けて開催いたします。

- (1) 日 時 令和2年6月 9日(火) 14:00～15:00 (中学校の部)
6月11日(木) 14:00～15:00 (小学校の部)
6月12日(金) 10:00～11:00 (小学校の部)
- (2) 場 所 和光市役所 5階 502会議室
- (3) 内 容 ①年間の就学相談の内容 ②市内特別支援学級等の概要
③県立和光特別支援学校・和光南特別支援学校の概要
- (4) 申し込み方法 別紙の参加申込書に記入の上、郵送またはFAXで5月27日(水)までにお申し込みください。

郵 送：〒351-0192 和光市広沢1-5 和光市教育委員会 学校教育課 就学相談担当者 宛
FAX：048-464-7901

*就学相談説明会に出席できない方で、相談を希望される方は、担当までご連絡ください。

就学予定のお子さんについては、就学相談の実施計画上できるだけ1学期中にご連絡ください。

連絡先：和光市教育委員会 学校教育課 (電話：464-1111 内線2421)